

# 射水市教育委員会 1月定例会次第

日 時 平成29年1月26日(木)

午後1時30分 学校訪問 小杉南中学校

午後2時45分 会 議 同校会議室

## 1 会議録の承認

## 2 議案

- (1) 射水市立幼稚園管理規則及び射水市学校給食センター管理運営規則の一部改正について 資料1
- (2) 射水市立幼稚園一時預かり事業実施要綱の一部改正について 資料2
- (3) 射水市教育委員会処務規程の一部改正について 資料3

## 3 各課等の連絡事項及び報告事項

- (1) 平成28年度中学生補充学習（夏休み補充学習、土曜塾）の実施結果について (学校教育課) 資料4
- (2) いみずサクラマスが紡ぐいのちの教育交流活動について (学校教育課) 資料5
- (3) 「ふるさと射水市の未来」中学生の提言の実現について (学校教育課) 資料6
- (4) 教育委員会行事予定 資料7

## 4 その他

※ 次回教育委員会の開催日時について

月 日 ( ) 時 分

議案第1号

射水市立幼稚園管理規則及び射水市学校給食センター管理運営規則の一部改正について

射水市立幼稚園管理規則及び射水市学校給食センター管理運営規則の一部を次のように改正する。

平成29年1月26日 提出

射水市教育委員会

教育長 長井 忍

射水市教育委員会規則第1号

射水市立幼稚園管理規則及び射水市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則

(射水市立幼稚園管理規則の一部改正)

第1条 射水市立幼稚園管理規則(平成17年射水市教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

別表本江幼稚園の項を削る。

(射水市学校給食センター管理運営規則の一部改正)

第2条 射水市学校給食センター管理運営規則(平成17年射水市教育委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表幼稚園の部本江幼稚園の項を削る。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

## 議案第 1 号

射水市立幼稚園管理規則及び射水市学校給食センター管理運営規則の一部  
改正について

(説 明)

平成 29 年 3 月 31 日をもって本江幼稚園を廃園とするため、所要の改正を  
行うもの。

### 1 改正内容

本江幼稚園に係る規定を削除するもの。

### 2 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日

射水市立幼稚園管理規則(平成17年射水市教育委員会規則第13号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>○射水市立幼稚園管理規則</p> <p>平成17年11月1日 教育委員会規則第13号</p> <p>第1条～第25条 略</p> <p>別表(第2条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p>	<p>○射水市立幼稚園管理規則</p> <p>平成17年11月1日 教育委員会規則第13号</p> <p>第1条～第25条 略</p> <p>附 則</p> <p><u>この規則は、平成29年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表(第2条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p>

【別記1】

現行

名称	定数(人)
本江幼稚園	105
七美幼稚園	105
大門わかば幼稚園	195

改正後(案)

名称	定数(人)
七美幼稚園	105
大門わかば幼稚園	195

射水市学校給食センター管理運営規則(平成17年射水市教育委員会規則第17号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○射水市学校給食センター管理運営規則</p> <p>平成17年11月1日 教育委員会規則第17号</p> <p>第1条～第5条 略</p> <p>別表(第2条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p>	<p>○射水市学校給食センター管理運営規則</p> <p>平成17年11月1日 教育委員会規則第17号</p> <p>第1条～第5条 略</p> <p>附 則</p> <p><u>この規則は、平成29年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表(第2条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p>

【別記1】

現行

区分	名称
小学校	略
中学校	略
幼稚園	本江幼稚園
	七美幼稚園

改正後（案）

区分	名称
小学校	略
中学校	略
幼稚園	七美幼稚園



議案第 2 号

射水市立幼稚園一時預かり事業実施要綱の一部改正について

射水市立幼稚園一時預かり事業実施要綱の一部を次のように改正する。

平成 29 年 1 月 26 日 提 出

射水市教育委員会

教育長 長 井 忍

射水市教育委員会告示第 1 号

射水市立幼稚園一時預かり事業実施要綱の一部改正について

射水市立幼稚園一時預かり事業実施要綱（平成 18 年射水市教育委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「、射水市立本江幼稚園」を削る。

第 6 条第 1 号中「及び本江幼稚園」を削る。

附 則

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 2 号

射水市立幼稚園一時預かり事業実施要綱の一部改正について

(説 明)

平成 29 年 3 月 31 日をもって本江幼稚園を廃園とするため、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

本江幼稚園に係る規定を削除するもの。

2 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日

射水市立幼稚園一時預かり事業実施要綱(平成18年射水市教育委員会告示第1号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>○射水市立幼稚園一時預かり事業実施要綱</p> <p style="text-align: right;">平成18年3月28日 教育委員会告示第1号</p> <p>第1条 略 (実施園)</p> <p>第2条 一時預かりを実施する射水市立幼稚園(以下「実施園」という。)は、射水市立七美幼稚園、射水市立本江幼稚園及び射水市立大門わかば幼稚園とする。</p> <p>第3条～第5条 略 (実施時間)</p> <p>第6条 一時預かりの実施時間は、次に掲げる時間とする。</p> <p>(1) 七美幼稚園及び本江幼稚園</p> <p>ア 夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日 午前9時から午後5時までの間で保護者の希望する時間</p> <p>イ アに定める休業日以外の日 幼稚園の保育時間終了後から午後5時までの間で保護者が希望する時間</p> <p>(2) 大門わかば幼稚園</p> <p>ア 夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日 午前9時から午後4時30分までの間で保護者が希望する時間</p> <p>イ アに定める休業日以外の日 幼稚園の保育時間終了後から午後4時30分までの間で保護者が希望する時間</p> <p>第7条～第9条 略</p>	<p>○射水市立幼稚園一時預かり事業実施要綱</p> <p style="text-align: right;">平成18年3月28日 教育委員会告示第1号</p> <p>第1条 略 (実施園)</p> <p>第2条 一時預かりを実施する射水市立幼稚園(以下「実施園」という。)は、射水市立七美幼稚園及び射水市立大門わかば幼稚園とする。</p> <p>第3条～第5条 略 (実施時間)</p> <p>第6条 一時預かりの実施時間は、次に掲げる時間とする。</p> <p>(1) 七美幼稚園</p> <p>ア 夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日 午前9時から午後5時までの間で保護者の希望する時間</p> <p>イ アに定める休業日以外の日 幼稚園の保育時間終了後から午後5時までの間で保護者が希望する時間</p> <p>(2) 大門わかば幼稚園</p> <p>ア 夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日 午前9時から午後4時30分までの間で保護者が希望する時間</p> <p>イ アに定める休業日以外の日 幼稚園の保育時間終了後から午後4時30分までの間で保護者が希望する時間</p> <p>第7条～第9条 略</p>



様式第1号(第7条関係)

(略)

様式第2号(第7条関係)

(略)

様式第3号(第8条関係)

(略)

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

(略)

様式第2号(第7条関係)

(略)

様式第3号(第8条関係)

(略)

議案第 3 号

射水市教育委員会処務規程の一部改正について

射水市教育委員会処務規程の一部を次のように改正する。

平成 29 年 1 月 26 日 提 出

射水市教育委員会

教育長 長 井 忍

射水市教育委員会訓令第 1 号

事務局

出先機関

教育機関

射水市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令

射水市教育委員会処務規程（平成 17 年射水市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表本江幼稚園の項を削る。

附 則

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

### 議案第3号

射水市教育委員会処務規程の一部改正について

(説明)

平成29年3月31日をもって本江幼稚園を廃園とするため、所要の改正を行うもの。

#### 1 改正内容

本江幼稚園に係る規定を削除するもの。

#### 2 施行期日

平成29年4月1日

射水市教育委員会処務規程(平成17年射水市教育委員会訓令第1号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>○射水市教育委員会処務規程</p> <p>平成17年11月1日 教育委員会訓令第1号</p> <p>第1条～第11条 略</p> <p>別表(第7条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p>	<p>○射水市教育委員会処務規程</p> <p>平成17年11月1日 教育委員会訓令第1号</p> <p>第1条～第11条 略</p> <p>附 則</p> <p><u>この訓令は、平成29年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表(第7条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p>

【別記1】

現行

名称	記号
学校教育課～博物館 略	
本江幼稚園	射幼本
七美幼稚園	射幼七
大門わかば幼稚園	射幼大門
放生津小学校～大門中学校 略	

改正後(案)

名称	記号
学校教育課～博物館 略	
七美幼稚園	射幼七
大門わかば幼稚園	射幼大門
放生津小学校～大門中学校 略	



平成28年度中学生補充学習（夏休み補充学習、土曜塾）の実施結果について

学校教育課

- 1 目的 学習習慣と基礎学力の定着を図る
- 2 実施概要

事業名	実施期間	実施日数 (延べ日数)	参加生徒数 (申込者数)	講師配置数
夏休み補充学習	平成28年8月16日(火) ～8月25日(木)	4日間 (24日間)	1084人 (1258人)	240人
土曜塾	平成28年10月8日(土) ～12月17日(土)	3日間 (18日間)	543人 (620人)	88人
合 計		7日間 (42日間)	1627人 (1878人)	328人

- 3 学校別の実施結果
- (1) 夏休み補充学習

学校名	実施期間*	参加生徒数等	
新湊中学校	8月16日(火) ～19日(金)	申込者数	232
		参加生徒数	216
		講師配置数	45
新湊南部中学校	8月22日(月) ～25日(木)	申込者数	273
		参加生徒数	222
		講師配置数	43
射北中学校	8月22日(月) ～25日(木)	申込者数	164
		参加生徒数	145
		講師配置数	38
小杉中学校	8月22日(月) ～25日(木)	申込者数	49
		参加生徒数	39
		講師配置数	32
小杉南中学校	8月16日(火) ～19日(金)	申込者数	232
		参加生徒数	197
		講師配置数	38
大門中学校	8月16日(火) ～19日(金)	申込者数	308
		参加生徒数	265
		講師配置数	44
合 計		申込者数	1258
		参加生徒数	1084
		講師配置数	240



(2) 土曜塾

学校名	実施日※	参加生徒数等	
		申込者数	
新湊中学校	10月15日(土)	申込者数	138
	11月19日(土)	参加生徒数	121
	12月10日(土)	講師配置数	14
新湊南部中学校	11月12日(土)	申込者数	90
	12月3日(土)	参加生徒数	86
	12月17日(土)	講師配置数	13
射北中学校	10月8日(土)	申込者数	87
	11月19日(土)	参加生徒数	74
	12月3日(土)	講師配置数	16
小杉中学校	10月15日(土)	申込者数	63
	11月5日(土)	参加生徒数	55
	11月26日(土)	講師配置数	14
小杉南中学校	10月22日(土)	申込者数	87
	11月19日(土)	参加生徒数	72
	12月3日(土)	講師配置数	14
大門中学校	11月12日(土)	申込者数	155
	11月26日(土)	参加生徒数	135
	12月10日(土)	講師配置数	17
合 計		申込者数	620
		参加生徒数	543
		講師配置数	88

※各日ともに、午前9時から正午まで実施した。

4 効果

《夏休み補充学習》

・夏期休業期間の後半に集中的に実施したことにより、学校のワークに取り組みながら、わからない箇所を学生講師に積極的に質問する生徒が増えて、生徒の学習意欲の向上につながった。

《土曜塾》

・中間テストや期末テストに合わせて、数学や英語の難解な問題に対して学生講師に質問する生徒がおり、落ち着いた雰囲気の中でまじめに課題に取り組む生徒がみられた。

5 参加した生徒へのアンケート結果（主なもの）

- ・静かに集中して学習ができた。
- ・部活動などで宿題があまりできなかったが、少しでも終わることができた。
- ・周りの生徒が集中していて、家でやるよりも学習に集中できた。
- ・4日間で数学のわからない問題がたくさんわかるようになったと思います。
- ・家で一人で悩むよりも、すぐに教えていただいて理解が早まった。
- ・聞いたところを優しく丁寧にポイントを教えてくださってとてもよくわかった。
- ・学生講師がとても優しく教えてくださって、参加して良かったと思います。
- ・講師の大学生の皆さんは親しみやすく、たくさん勉強できた。

## いみずサクラマスが紡ぐ いのちの教育交流活動について

学校教育課

農林水産課

堀岡小学校と大門小学校の両校児童が、いみずサクラマス的大门小学校の水槽で卵から育てる「サクラマス飼育リレー」を平成28年10月27日から実施している。

今回、新たにタブレットを水槽前に設置し、ICTの双方向性を活用して大門小学校と堀岡小学校児童が、いみずサクラマスの成長等の観察を通していのちの教育交流活動に取り組む。

日 時	平成29年2月22日(水) 午後2時45分
場 所	大門小学校、堀岡小学校
内 容	サクラマスの成長等の様子をICTの双方向性を活用して大門小学校飼育委員会と堀岡小学校4・5年生が交流する。

## 【参 考】 これまでの経過と今後の予定

平成28年10月27日

大門小学校水槽に大門漁業協同組合からいみずサクラマスの受精卵約500個を渡される。

平成29年 月(月日は未定)

サクラマスが成長する中で間引きをしなければならない時期が来る。いのちを学ぶ場として両校児童がタブレットを活用しながらその筋道を考える予定。

平成29年5月末頃 引き渡し式

大門小学校の淡水水槽から堀岡小学校の海水水槽に体の斑点が銀毛に変化した体長12センチ、重さ30グラムのいみずサクラマスの稚魚を移設する予定。

平成30年 月(月日は未定)

サクラマスの終わりを迎えるに当たり最後の終わらせ方を両校児童でタブレットを活用して話し合う予定。

平成30年5月頃 ありがとう式

成長したいみずサクラマスの終末式の予定(内容は未定)。



新湊中学校 中学生未来貢献プロジェクト

## 「ふるさと射水市の未来」中学生の提言の実現について

学校教育課

新湊中学校3年生が「ふるさと射水市の未来を考え、中学生として自分たちができることを実践しよう」と、学校生活3年間の集大成として生徒自らがテーマを設定し、意欲的に問題解決を図る中学生未来貢献プロジェクトを毎年学習発表会で披露している。

初めてであるが平成28年12月8日(水)に新湊中学校においてプロジェクトについて市長との意見交換を行った。

新湊特産品プロジェクトでは、中学生が考案した料理ブック(レシピ)を利用して特産品を用いたピザなどを市内の店で提供してもらいたいとの提言があったことから、今回、次のメニューを本庁舎食堂の受託業者 株式会社フードシステム(富山市)の協力を得て期間限定で提供する。

### 記

- |        |                                     |
|--------|-------------------------------------|
| 1 期 間  | 平成29年2月6日(月)～3月31日(金)<br>午前11時～午後2時 |
| 2 場 所  | 射水市役所1階食堂                           |
| 3 メニュー | 磯の香るピザ、簡単和風パスタ及びサラダバーの30食限定セット      |
| 4 価 格  | 500円                                |





平成 29 年 3 月 の 主 な 行 事 予 定

日	曜	時間	場 所	行 事 予 定	主務・関連課	教育委員出席
1	水					
2	木					
3	金					
4	土					
5	日					
6	月					
7	火					
8	水					
9	木					
10	金					
11	土	11:30	第一イン新湊	射水ケーブルネットワーク 第8回射水ジュニア賞表彰式	生涯学習・スポーツ課	
12	日					
13	月					
14	火					
15	水		市内中学校	卒業式	学校教育課	○
16	木		市内幼稚園	卒園式	学校教育課	
17	金		市内小学校	卒業式	学校教育課	○
18	土					
19	日					
20	月					
21	火					
22	水					
23	木					
24	金	10:30	市内幼稚園、小・中学校	修了式	学校教育課	
			本江幼稚園	本江幼稚園閉園式	学校教育課	○
		19:00	新湊アイシン軽金属スポーツセンター	射水市体育協会理事会	生涯学習・スポーツ課	
25	土					
26	日					
27	月					
28	火	12:15	本庁舎1階エントランスホール	ハートフルコンサート(大門中学校吹奏楽部)	学校教育課	
29	水					
30	木					
31	金					

展示等

自	至	場所	展示名	自	至	場所	展示名
2/17	4/16	新湊博物館	花と鳥のデザイン展				
3/1	3/22	中央図書館	北陸中日写真教室写真展《北陸中日写真教室》				
3/8	3/22	中央図書館	「どうなる!?世界、どうする日本」展				